

平成 28 年度第 8 回水銀廃棄物適正処理検討専門委員会
御指摘事項への対応

(1) 改正廃棄物処理法施行令第 2 段階施行に係る環境省令等で定める事項(案) <資料 1-1>

項目		御指摘(発言者)	対応
1.硫化・固型化方法	8 ページ <ガイドライン掲載事項>	硫化が適切に行えているかを確認する方法をガイドラインに示して欲しい。(高岡委員長)	固型化物についてのみならず、硫化水銀の状態でも溶出試験やヘッドスペース分析を行い、硫化方法の諸条件が適切であるかを処理業者が検証する必要がある旨を水銀廃棄物ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に記載する。
4.管理型処分場の上乗せ措置	12 ページ <省令等改正案>	<ul style="list-style-type: none"> ① 3 ポツ目の「埋め立てる処理物に雨水が浸入しないように必要な措置を講ずること」とあるが、水銀処理物を埋めた場所それぞれを覆うのか、それとも埋立地全体を覆うのかわかるように書くべき。(松藤委員) ② 他の廃棄物と混合しないとあるが、水銀処理物を埋め立てた場所の上部にのみ遮水工を設置しただけでは、他の廃棄物を埋め立てた部分から浸入してきた雨水が、側面から水銀処理物に触れる可能性があるのではないか。(石垣委員) ③ 硫黄酸化細菌の影響を受けるということであれば、水銀処理物が直接土に触れないような措置を追記するのが良いのではないか。(井村委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ① ②具体的な措置についてはガイドラインにおいて明確化する。 ③ 硫黄酸化細菌による影響を調査する試験は現在行っている途中であり、さらなる検証が必要な段階である。試験・検証の結果を踏まえて、ガイドライン等の見直しの検討を行う。
	<ガイドライン掲載事項>	埋立終了時がいつを指しているのかわからない。(松藤委員)	ご指摘を踏まえてパブリックコメント資料においては、埋立処分時の上乗せ措置、維持管理基準、廃止基準、形質変更の制限に分けて記載した。また、ガイドラインにおいても、埋立処分時、維持管理時、廃止時、形質変更の制限に節を分けてする。

項目		御指摘（発言者）	対応
5.水銀使用 製品産業 廃棄物	16 ページ<省 令等改正案> ○新規告示案	<p>① 「(他製品に組み込まれているものを除く。)」とあるが、「(他製品に組み込まれていて、判別不能なものを除く。)」とした方が明確ではないか。(浅利委員)</p> <p>② 朱肉は顔料に分類され、その場合、朱を押した紙（書など）は対象外となると理解している。より明確に「(塗布・捺印等された製品や作品等は除く。)」としても良いかと思う。(浅利委員)</p>	<p>① 水銀使用製品産業廃棄物の対象については、判別可能なものを掲げていることから「判別不能なものを除く」という追記は必要ないと考えている。</p> <p>② 顔料が塗布・捺印等された製品や作品は対象外であることについてはガイドラインに記載する。</p>
	17 ページ全体	<p>① 組込製品という言葉の使い方が曖昧である。水銀使用製品が組み込まれた製品を指しているのか、又は組み込まれている水銀使用製品を指しているのか。(松藤委員)</p> <p>② 水銀使用製品が容易に取り外せるかどうかという判断基準は不適切ではないか。水銀があるというのが重要ではないか。(松藤委員)</p>	<p>① 第8回専門委員会資料1-1中の「組込製品」は「水銀使用製品が組み込まれた製品」、「他製品に組み込まれているもの」は「組み込まれている水銀使用製品」を指していた。御指摘を踏まえ、パブリックコメント資料では、対象を明確にするため、「組込製品」を「水銀使用製品を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品」という表記に改めた。</p> <p>② 第8回専門委員会資料1-1中の「容易に取り外せる形式で組み込まれた組込製品については、取り出した状態で指定対象とする」は、容易に取り外せるものについては、取り出して水銀使用製品産業廃棄物の対象として処理することを求めるという趣旨で記載したものである。 水銀が使用されていることが確認できるもの全てを水銀使用製品産業廃棄物の対象とすると、確認方法が多様多様に渡り、対象が不明確になることから、製品本体に施されている表示で水銀使用の旨がわかるものや目視又は用途等により水銀が使用されていることが判別できるもの以外は、法令上は対象としないこととした。水銀使用製品産業廃棄物の対象には当たらないが、水銀が使用されていることが確認できたものについては、水銀使用製品産業廃棄物と同等に取り扱う必要があることをガイドラインで示すこととする。</p>

項目		御指摘（発言者）	対応
	17 ページ<ガイドライン掲載事項>	<p>① 「指定されていなくても、水銀が使用されていることが確認された場合には、・・・マニフェスト等で明記することが望ましい」とあるが、望ましいのではなく、マニフェストに反映されるべき。（森谷委員）</p> <p>② 中間処理業者が、水銀が使用されていることを確認した場合には、速やかに排出事業者はその旨を伝える必要があるのではないか。（森谷委員）</p>	<p>① ガイドラインでは、「望ましい」という表現は使用しない。</p> <p>② 中間処理事業者が確認した場合には、その旨を排出事業者へ伝達し、排出事業者は次に同じものを排出する際には、マニフェスト等に水銀使用製品廃棄物である旨を明記するとともに、水銀使用製品産業廃棄物と同等に扱うようガイドラインに記載する。</p>
	17 ページ<留意事項>	「蛍光灯等が組み込まれた組込製品（液晶テレビ等）については、水銀が使用されているか判別することが困難であるが、」とあるが、製造販売統計等を見ると、液晶用のバックライトが製造された期間は明らかに数年の中だけのため、製品製造年から割り出せるのではないか。（浅利委員）	液晶テレビが産業廃棄物となったものについては特定家庭用機器産業廃棄物として既に処理基準が設けられており、組み込まれている蛍光管の水銀対策が講じられている。その他の組込製品については関係業界団体に確認を行ったが、一律に判別できる方法は現時点ではないと認識している。判別方法が特定できた際には水銀使用製品産業廃棄物への指定を行っていく。
5.水銀使用製品産業廃棄物及び7.水銀含有ばいじん等	<規定事項>	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等について、取扱を明らかにするように許可証等に記載することになると思うが、どのような要件を満たすものに対して、どのような手続きを踏まえて、いつまでに許可証の書換を行うかという点について明確にして欲しい。（井村委員）	水銀含有ばいじん等については収集・運搬に際しての上乗せ規定はない。水銀使用製品産業廃棄物については、他のものと混合しないようにするという規定がかかることから、そのような措置が取られているかを確認した上で、許可証の書換を各自治体に行っていただくことを想定している。これらの点については施行通知等で示す予定。
7.水銀含有ばいじん等	21 ページ<追加検討>表 15	水銀含有ばいじん等を指定することにより、埋立処分される廃棄物はどのくらい増加することを見込んでいるのか。（益永委員）	水銀含有ばいじん等に該当する廃棄物も引き続きリサイクルは可能であり、埋立処分量への影響を試算することは困難である。
	23 ページ<留意事項>	「水銀含有ばいじん等の対象については、大気汚染防止法に基づく排出規制が開始された後の排出状況を踏まえ必要に応じて見直す」とあるが、排ガスの水銀濃度測定結果については、事業者→自治体→国 というような報告の仕組みがあるということか。（森谷委員）	排ガス中水銀濃度の測定結果から大気排出状況を把握することとなるが、測定結果の情報収集方法については改正大気汚染防止法の施行までに検討する。

項目		御指摘（発言者）	対応
	処理事業者の許可証	現在ばいじん処理の許可証を持っている中間処理事業者が水銀含有ばいじん等を扱う場合、適正に処理できるか、排ガス基準を満足するか、という点を何も審査せず許可証を書き換えてよいのか。（井村委員）	水銀含有ばいじん等について、どの程度の濃度まで処理（受け入れ）が可能であるかについては、各業者がそれぞれの施設の処理能力や大気汚染防止法の規定に基づくばい煙の排出基準への適合状況等を勘案し、自主的に管理するものであり、許可証の書換を行うにあたって、何らかの審査を行うことは想定していない。

（２） その他（資料１－２ 別添１：水銀廃棄物ガイドライン構成案）

項目		御指摘（発言者）	対応
5.水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理	8 ページ 5.1 水銀使用製品廃棄物の対象	ガイドラインに水銀使用製品産業廃棄物の具体的な対象を掲載する際には、水銀使用の表示がされているものであれば表示に着目する点、見た目判断するものについてはその旨を記載して欲しい。（森谷委員）	ガイドラインには水銀使用製品の判別方法について記載する。